

第二次日本遠征後の元・麗・日關係外交文書について

植 松 正

はしがき

一 普陀山僧の日本遣使

1 如智・王君治の遣使 —— 一二八三年、第九次遣使

2 王積翁・如智の遣使 —— 一二八四年、第十次遣使

3 一山一寧の遣使 —— 一二九九年、第十一次遣使

二 高麗からの日本遣使 —— 一二九二年、三度目の高麗國國書
むすび

は し が き

十三世紀後半、中國大陸と朝鮮半島から日本への武力侵攻は、日本史上に大きな影響を遺した。モンゴル襲來また元寇として周知のこの事件については從來膨大な研究蓄積がある。筆者は元代史を多少追究してきた關係から、この歴史的な事件に關心を寄せていたが、付け加えるべきものはあまりないと考えていた。しかし元朝にとつての第三次日本遠征が実際に實施されなかったためか、第二次遠征後の元朝・高麗・日本關係外交文書については、なお考える餘地があるように思うので大方の批正を乞いたい。

まず世祖期における十回の遣使と成宗初期の遣使を加えて、十一回の遣使に伴う國書或は書簡について表（「元朝對日本國書・書簡表／高麗對日本國書・書簡表」）を作成しているので説明を加えよう。第一次遣使は、至元三年（一二六六）、黑的・殷弘が高麗國南端の巨濟島に至りながら風濤を目前にして引き返し日本に到達しなかったものである。以後も到達できなかった遣使も含めて作成している。遣使年次、使者並びに隨行者（高麗人通譯を含む）、到達地や處遇の記事、將來した文書の發給主體或は種別、日本に残っている文書の所藏或は收載書、『鎌倉遺文』への收録、『元史』『高麗史』への收録（遣使の記事ではなく、國書等の内容の記載あるもの）を簡便にまとめたものである。ただ本表には今後補訂の必要が出てくるかもしれない。たとえば至元十四年（一二七七）には日本商人が金を銅錢に交易するのに對處したあとに詔が發せられた可能性^①があるが、確認されていない。

表に見るように、第九次から第十一次の遣使は如智^{にょち}あるいは一山^{いっさん}一寧^{いちねい}、すなわち江浙行省慶元路（寧波）の冲合の普陀山の長老が加わっている。普陀は補陀また寶陀とも表記されるが、現代の通稱に従い、ここでは普陀を用いることとしたい。第二次遠征後にはこのように佛教（とくに禪宗）の僧が外交に關わるが、それ以前にも第八次遣使の際には日本の渡宋僧靈杲^{りょうこう}が隨行したし、趙良弼の遣使に際して通譯など交流に關わった圓爾辨圓・南浦紹明や、その立場は異なるが桂堂瓊林らの存在が知られるように、佛教僧の外交的役割は確實に重要になっていた。

本稿では、第九次から第十一次の元朝からの遣使ともたらしめた國書と、それらと近接する時期における高麗國王からの國書について文書の分析を中心として考えてみたい。

元朝對日本國書・書簡表

第 1 次遣使	第 2 次遣使	第 3 次遣使	第 4 次遣使	第 5 次遣使	第 6 次遣使	第 7 次遣使		第 8 次遣使	第 9 次遣使	第 10 次遣使	第 11 次遣使
至元 3 (1266)	至元 4 (1267)	至元 5 (1268)	至元 6 (1269)	至元 7 (1270)	至元 9 (1272)	至元 12 (1275)	至元 16 (1279)	至元 20 (1283)	至元 21 (1284)	至元 29 (1292)	大徳 3 (1299)
黒伯・殷弘・ 宋君斐・金貫	潘阜・李挺	黒伯・殷弘・ 申思佐・陳子厚・潘阜	金有成・高柔	趙良弼・ 徐備・張鐸	趙良弼	杜世忠・何文著・ 撒都魯丁・徐貫	周福・樂忠	如智・王君治	王積翁・如智	？	一山一寧・ 西園子曇
不到達	至大宰府	至對馬	至大宰府	至大宰府	至大宰府	刑死於鎌倉	刑死於博多	不到達	至對馬近海	至鎌倉	至鎌倉
大蒙古國皇帝	同左	？	大蒙古國中書省	※詔	※詔	※詔	范文虎書？ (宋明牒狀)	※詔	※詔	燕公楠書	※詔
東大寺文書 異國出契	？	？	異國出契							？	金澤文庫文書 金澤羣餘殘編
鎌倉遺文											鎌倉遺文
元史世祖紀・ 日本傳				元史日本傳							元史成宗紀

高麗對日本國書・書簡表

至元4 (1267)	至元4 (1267)	至元6 (1269)	至元9 (1272)	至元29 (1292)
潘阜・李挺	潘阜・李挺	金有成・高柔	？ ？ 高麗國王 (高麗牒狀)	金有成・郭麟 明年至鎌倉 高麗國王 金澤文庫文書 金澤羣餘殘編 鎌倉遺文 高麗史
至大宰府	至大宰府	至大宰府		
高麗國王	潘阜・李挺書	慶尚道按察使		
東大寺文書 異國出契	東大寺文書 異國出契	異國出契		
鎌倉遺文	鎌倉遺文			
高麗史				

一 普陀山僧の日本遣使

1 如智・王君治の遣使 —— 一二八三年、第九次遣使

一二八一年の第二次遠征後には、まず戦役の事後処理の数々の施策があった。どれほどの損害があったか各種の戦況報告があり、遠征関係の組織や人事の見直しが行われて征東行省も一時的に廢止された。高麗南部の沿海地域では日本からの反攻に備える必要も生じた。實際、翌一二八二年正月には半島南部の金州における日本國の掠奪行為が報告されている。しかし一二八二年から八三年になると、征東行省が再發足し、第三次遠征のための組織整備の工作が進められた。中國江南と高麗における戦艦建造、兵員準備、兵器供與、軍糧蓄積などである。征東行中書省左丞相・駙馬の肩書を有する高麗國王は従前よりも重い關與と責任を負いつつ、これらの施策を實現しつつあった。もちろん高麗政府には元朝に使者を派遣して眞意を推し量ろうとしたり、できる限り負擔を軽減しようとするなど、その本音における切實な努力もあった。また元朝では日本遠征とほぼ時を同じくして、^{ソド}唆都らによって占城遠征が行われてその後も簡單には手を引けない状況にあった。日本遠征のための重囚をそれに振り向けようとしたこともあった。このように東方と南方と両面に事を構える状況のもと、^{アンギル}昂吉兒・^{イグ}崔彥・田忠良ら日本遠征に反對ないしは消極的な意見が出てくるのは當然である。普陀山僧の如智が日本遣使を提案したのはそのような折であった。

『元史』など元代史料には、この時期における如智の遣使に關して直接的な記事を見出しえない。この遣使が最終的に成功しなかったためであろうが、第九次日本遣使は後出の王積翁・一山一寧の遣使に關連して言及されるだけである。我々は瑞溪周鳳（一二三九―一四七三）の『善隣國寶記』に收録された愚溪如智の「接待庵記」にこの貴重な記録を見るの

である。この記録は前段と後段に分かれており、前段は、至元二十年（癸未）八月に如智が聖旨を欽奉して、提舉官王君治とともに倭國に向かうことになった顛末に關する時系列のメモ、及び至元二十一年（甲申）四月に同じく聖旨を奉じて、王積翁とともに倭國に向かったメモである。前段末尾に見えるように、このメモは至元二十八年に作成されている。

如智と王君治の遣使については、つとに池内宏氏によって論じられている。すなわち「八箇月の間——足かけであらうが——海上に宿留したのは餘りにも長い。これは恐らく故意の逗留であつて、正使たる王君治自身が日本に赴くことを欲しなかったためであらう」とされている。王君治がいかなる人物か、またいかなる提舉の官であるかを明らかにする史料は見當たらない。また王君治が正使であるとの明證もない。但し「接待庵記」のとくに後段の記事による限り、このたびの遣使の契機を與えたのは如智自身である。

後段は如智に與えた「宣諭日本國詔」であり、つぎのようである。

又記宣諭日本國詔文曰、「上天眷命皇帝聖旨。諭日本國王。向者、彼先遣使入覲、朕亦命使相報、已有定言、想置於汝心而不^レ忘^レ也。頃因信使執而不返、我是以有舟師進問之役。古者兵交使在其間、彼輒不交一語而固拒王師。據彼已嘗抗敵、於理不宜遣使。茲有補陀禪寺長老如智等陳奏、『若復興師致討、多害生靈。彼中亦有佛教・文學之化、豈不知大小強弱之理。如今臣等贊奉聖旨宣諭、則必多救生靈也、彼當自省、懇心^レ皈^レ〔歸〕附。』准^レ〔奉〕〔奏〕。今遣長老如智・提舉王君治、奉詔往彼。夫和好之外、無餘善焉、戰爭之外、無餘惡焉。果能審此歸順、即同去使來朝。所以諭乎彼者、朕其禍福之變、天命識之。故詔示、想宜知悉。」

【訓讀】——以下、内容に應じて段落に分ける——

又日本國に宣諭するの詔文を記して曰く、「上天眷命の皇帝聖旨。日本國王に諭す。向者^{さきしう}彼先に使を遣して入覲し、朕も亦た使に命じて相報じ、已に定言ありしは、想うに汝が心に置きて忘れざるなり。頃^{このころ}ろ信使執えて返さざるに

因りて、我是^{こゝ}を以て舟師進問の役あり。古者^{いにしへ}兵交わるとき使其の間に在るに、彼^か輒^{がろし}く一語を交えずして固く王師を拒む。彼已に嘗て抗敵するに據りて、理に於て宜く使を遣わすべからず。

茲に補陀禪寺の長老如智ら陳奏するあり、『若し復た師を興し討を致さば、多く生靈を害せん。彼の中亦た佛教・文學の化あれば、豈に大小強弱の理を知らざらんや。如今臣ら聖旨を賣奉して宣諭せば、則ち必ず多く生靈を救い、彼當に自省し懇心に歸附すべし。』

奏^{みと}を准む。今長老如智・提舉王君治を遣し、詔^{みこと}を奉じて彼に往かしむ。夫れ和好の外に餘善なく、戰爭の外に餘惡なし。果して能く此を審^{つまびら}かにして歸順せば、即ち去使^{とも}と同一に來朝せよ。彼に諭する所以の者は、朕其れ禍福の變、天命これを識^しる。故に詔示し、想いて宜く知悉すべし。」

【翻譯】

又日本國に宣諭するの詔文を記して以下のようにある。「上天眷命の皇帝聖旨。日本國王に諭す。さきに先方がまず使者を遣して入朝して朕に拜謁したので、朕も使者に命じてこれに返報したのだが、そこに確たる言葉があつたのは、汝の心に留めて忘れないことと思う。近時、國信使が捕えられたまま返されなかつたために、我が方は海軍でもって問責する戦役を興したのだ。古來、軍隊同士が交戦するときには使者が介在するというのが、先方はひと言も交わさないまま王の軍隊を斷固拒絶した。先方が武力抵抗したのだから、こちらとしては使者を遣さないのが筋である。ここで補陀禪寺の長老如智らが上奏してきた。『もしもう一度軍隊を組織して征討するならばきっと人民を害することになるでしょう。かの國の中にも佛教・文藝の風があるのだから、大小強弱の理屈をわからないはずはありますまい。現今臣らが皇帝の聖旨を奉じて宣諭したならば、きっと多く人民を救うことになるでしょうし、先方は反省して心から歸附するでしょう。』

奏を准^{みと}める。今長老如智と提舉王君治を遣わし、詔を奉じて彼の國に赴くようにする。そもそも和好ほど善なるものではなく、戦争ほど惡なるものはない。本當にそのところをわきまえて歸順するならば、早速使者と一緒に來朝せよ。先方にこのように諭するのは、禍になるか福になるかは天命次第だと朕は考えるからである。故に詔敕によって示すので、よくよく理解するようにせよ。」

この詔文について、池内氏は「原文のまゝではないらしい」とされ、また詔文中の「准奉」の語句を「彼當自省、懇心歸附^③准奉」と句讀している。たしかに第一次（第二次）遣使の^③大蒙古國皇帝から日本國王宛の國書などに比べれば、大變短く簡素に過ぎるとの印象がなくもない。しかし筆者はここに示されただけの文言から得られる情報によって、この遣使の性質を考えてみたい。それには原文の「准奉」を「准奏」の誤記あるいは誤刻とする判斷が手がりになると考えるからである。王勇氏はこの詔書を翻譯して「奏請を許して、今長老如智と提舉王君治を遣わし……」と譯出しているが、^④筆者は王勇氏のほかに同様の譯出の例を知らない。

そこで「准奉」と「准奏」の用例から検討を加えたい。元代の「准奉」については『大元聖政國朝典章』（以下『元典章』という）につきの二例を見出す。

・至大元年、……本臺別無准奉明文、無所遵守。（『元典章』一二、吏部卷六「又（隨路歲貢儒吏）」）

・至元六年正月十七日、准奉右三部符文該。（『元典章』五七、刑部卷一九「禁假醫遊行貨藥」）

前者は「本臺（行御史臺）別に准奉せる明文なく、遵守する所なし」、後者は「（高唐州が）准奉せる右三部の符文の該」であり、いずれもひとつの官司が上級官司からの文書を受領するの意味である。明代文獻における用例としてはつぎのようにある。

・臣等各准奉各該衙門關劄、……（『名臣經濟錄』卷三五、題爲修飭武備以防不虞事）

- ・臣等各准奉本衙門關笥、署管後湖黃冊、……（『張莊僖文集』卷二、修理冊庫疏）
 - ・案驗各准奉部院咨笥、俱行該司會議、……（『張莊僖文集』卷三、乞處補祿糧疏）
- いずれも文書受領の意であることに變わりない。宋代文獻ではどうか。

- ・所附到鄭億年申狀、尋具奏聞、准奉聖旨、爲已經放還。（『三朝北盟會編』卷二〇八）
 - ・西南北兩路都統府差蕭愈等實到文字、准奉詔旨招諭者、……（『大金弔伐錄』卷四、遼主耶律延禧降表）
 - ・有詔、許存宗社、不害生靈、准奉太后戒命、舉國內屬、……（『平宋錄』卷下）
 - ・如某粗修封管、准奉詔條、空竭愚驚、詎施方略、泊投恢網、益響威靈、……（『文恭集』卷三四、謝獲羣賊獎諭海用啓）
- このように、皇帝あるいは南宋末の謝太后のような皇帝に代わる君主からの命令を受ける場合にも使われた例がある。
- 一方「准奏」は、元代の法制文書集成としての性格を有する『元典章』に頻出する。

- ・中統五年八月 日、欽奉聖旨。中書省奏、「開平府闕庭所在、加號上都外、燕京修營宮室、分立省部。四方會同、乞亦正名事。」准奏、可稱中都路、其府號大興。布告中外、咸使聞知。（『元典章』一、詔令卷一「建國都詔」）
- ・至元四年十月、欽奉聖旨、據中書省奏、「管民官已行遷轉、若是承襲、有礙遷轉體例。今參議到職官自一品至七品承廕敘用條畫、乞頒行事。」准奏。仰照依下項條畫施行。（『元典章』二二、戶部卷八「權茶運司條畫」）

文章の短いもの二例を掲げたが、上奏の主體や上奏文の長短、また事例の時期は様々であり、元代にあつてはごく一般的な皇帝聖旨としての文書形式である。つまり、ある官司が皇帝に上奏する、それに對して皇帝が與える常套句としての「奏を准む」（「奏を准め、云々」であつてもよい）という裁可の言葉である。「准奏」以下に皇帝の言葉が續くのが通例であるが、それはさほどの長さを要しない。これで「皇帝聖旨」、中國傳統の語でいえば「詔」の體を成しているのである。モンゴル語で言えば Jarig（お言葉）であり、それ自體が法源として機能する。つまり皇帝の言葉がいつ、どのような經過

で發せられたか——臣下の上奏とその裁可——が記された紙札こそが有効で重要なのである。そのようにみれば、上掲の「宣諭日本國詔」はたとえ短くとも、一通の詔文として意を満たしているといえよう。

その詔文は上掲のごとく三つの段落によつて構成されていると考える。第一はこの皇帝聖旨が日本國王に宛てるものと明示したのち、「對日本外交の經過」がごく概略的に述べられる。兩國の接觸の經過と武力侵攻の理由、本來なら元朝側から遣使する必要はないところであるという。この段落については問題があるので後に考察する。第二は「如智らの陳奏」である。日本の佛教的文化的風土に期待して、如智みずから遣使に任じ、日本の元朝への歸附という成果を得たいとの請願である。第三は「陳奏の裁可と如智・王君治の任命」である。和好策への轉換を明言し、日本側が歸順するならば、元の使者に隨行して來朝せよとする。第一次（第二次）遣使、さらに第四次遣使の際の國書の文言と比べて際立つて異なるのは、軍事力行使の威壓的言辭がないこと、そして禍福は天命次第として、日本側の出方を窺う姿勢を示している。このような日本に對する外交姿勢の轉換は、元朝の第二次遠征の不首尾に起因しているのは言うまでもない。しかしここにいう禍福も並々ならぬニュアンスを秘めている。日本が從順であれば福であるが、悖逆ならば禍がもたらされるであろうとの含意である。鎌倉幕府にしてみれば、必ずや警戒すべきところであつたろう。ことは損得ではなく、存亡の問題だったのであるから。

第一段落の「對日本外交の經過」でまず問題となるのは、日本側が使者を遣わして入朝し朕に拜謁（遣使入覲）したので、朕も使者に命じてこれに返報（命使相報）したというくだりである。研究史に徴する限り、このような歴史的經過は確認しにくい。しかし世祖の言に沿つて敢えてその可能性を追求してみれば、つぎの二つのケースが考えられる。もともと有力なのは第五次・第六次遣使、すなわち趙良弼の遣使に關わるものである。⁽⁵⁾彼は至元七年（一二七〇）に祕書監として日本遣使の命を受けた。この際の國書は『元史』卷二〇八、日本傳、至元（六）「七」年十二月の條に採録されている。軍

事行動の可能性については、第四次遣使の際の大蒙古國中書省からの國書（『異國出契』所收）に「戰舸萬艘もて徑ち^たに王城を壓せん」とした表現に比べるなら、最初の國書の表現レベルに立ち戻ったものであった。彼は至元八年（文永八、一二七二）九月に日本人彌四郎なるものを同行して九州に至った。彼は國書を朝廷か幕府か、代表責任ある人物に面會したうえで日本側に渡すべきものと主張していた。至元九年二月、彼は腹心の書狀官張鐸をして彌四郎ら十二名の日本の使者を伴って高麗經由で、元の都に向かわせた。⁶ 元の政府では、この使者が本當に日本國王の遣わしたのか疑念もあり、またむしろ國情偵察が眞の目的かとも疑って、宴を賜ったが入見まではさせず、張鐸や高麗の隨行者とともに歸國させることとした。その間に世祖の意向をうけて、高麗國王から日本國王宛の國書が日本に發せられた。日本では彌四郎ら使者は趙良弼の工作によって仕立て上げられたと考えられているようであるが、當時の高麗や元朝では疑念を抱きつつも、日本からの使者として待遇を與えていたのである。その間にあって元朝側から日本に對して意向が伝えられていた可能性は否定できないと考える。

金有成は趙良弼の遣使に際して書狀官に選拔されて來日したが、その時のこととして「日本は命を承けて使を遣わして元に朝し」たという。⁷ さらに『善隣國寶記』卷上、文永八年辛未、咸淳（八）「七」年、至元八年の條にいう。

日本遣使如元報聘。元史曰、日本始遣彌四郎者入朝、帝宴勞遣之。

『元史』日本傳を引用して、日本が使者を遣わして元朝に赴いて答禮したとしている。後世の日本でも、日本使人の元への入朝を無視してはいないのである。

いまひとつの元朝と日本の接觸の可能性は、第三次・第四次遣使に關わるものである。至元五年、黑的・殷弘らが高麗の申思佺・潘阜らを伴って日本への途上、對馬に至ったが、對馬在地の官人による襲撃を受け、使節は日本人塔二郎・彌二郎の二名を拉致し、高麗に引きあげた。筆者は兩名を對馬の地方官廳の下級職員ではないかと考えている。塔二郎と彌

二郎は大蒙古國の都（中都）に至って世祖に接見されて言葉を交わし、感激の言葉を發して優遇されたうえで日本に歸國させられた。その二名を日本に送り届け、かつ大蒙古國政府の意志を傳えたのが高麗の金有成らであり、これが第四次遣使である。

元朝の日本遠征に先立つ兩國の外交關係のなかで、日本は外國からの壓力を受け續けて、對外的な發信をいささかもなさず、ひたすら受動的な姿勢に終始したのだろうか。ここに見た彌四郎はじめ複數名の使者、また塔二郎・彌二郎のその後の消息が杳として知れないのも氣になるところである。蒙古襲來という軍事的大事件によつて蔽い隠されたため、それに先立つ外交のエピソードが日本では史乘に抹殺されたのか、今日になんら傳わらないのがむしろ不審に思われる。

如智に託された國書によれば、兩國の接觸の間に「定言」があつたと述べられている。これは元朝として日本に傳えたはずの「定言」の意と解したい。「定言」は典據のある語であり、『春秋左氏傳』昭公九年にすぎのように見える。

味以行氣、氣以實志、志以定言、言以出令。

味は以て氣を行らし、氣は以て志を實たしめ、志は以て言を定め、言は以て令を出す。

つまり「定言」とは公式の命令の基となる確實な意志に裏打ちされた定まった（確かな）言葉を意味するであろう。國書に引き付けて言えば、國家の意志としての皇帝の言葉はすでに日本側に傳えてあり、それを忘れてはおらぬだろうとの意味になる。つづいて國信使が抑留されたまま返還されなかったために、軍事力行使した（有舟師進問之役）のだという。さらにそうした軍事行動の際にも、兩者の間には使者の往來があるのが古來の例であるのに、日本は一切交渉の餘地のなのまま斷固拒絶した。日本が敵對行動をしたのだから、元朝側からは遣使を行わないのが本來であるとする。日本側にしてみればもちろん言い分のあるはずであるが、當時の元朝の立場からするとこうなるのであつた。

以上にみた如智に託した國書は確かに初期の國書と比べて重々しさを缺くと言わざるを得ないし、あるいは事務的な文

書に國書の名が相應しいか疑問があるかもしれない。後述する一山一寧に託した文書も同様である。しかし筆者はこれも元代独自の文書形式を備えていて國書としての機能を十分に果せたものと考ええる。そこにどのような相違があるかと考えてみるに、初期の國書の文面はどうみても威壓的姿勢を免れず、そこからは外交上の折衝、交渉の餘地が見出しにくい。如智がもたらした國書（詔、皇帝聖旨）になると、皇帝が使者の身元を明らかにし、使者が達成すべき目標としての基本姿勢を記して、日本との交渉また誘導、説得に當たらせる、一種の信任狀の如きものに性格が變わったのではないかと考えたいのである。

2 王積翁・如智の遣使 —— 一二八四年、第十次遣使

如智にとって二度目となる王積翁との日本遣使の事情に關する史料は、携行した國書の内容は不明であるが、第九次遣使に比べるとまだ豊富といえる。王積翁が元代でも著名な人物だったからである。『元史』卷一八四、王都中傳に父の王積翁の略傳が記され、『金華黃先生文集』卷八、王積翁祀堂碑により詳しい傳記が收載されている。その祖先は河南・光州に住んでいたが、宋の南渡にともなうて福建に移住した。彼自身は同族の引立てもあつて南宋末期には知南劍州から福建路制置使の位に昇っていた。至元十三年（德祐二、一二七六）、モンゴル軍が臨安を陥落させ、その軍隊が南下してくると、彼我の形勢判斷に苦慮した末に、全福建八州の戸籍を差し出してこれに降伏した。そして以前と同格の福建宣撫使に任じられた。『元史』本傳には世祖と會見してより以後の官歴と日本遣使のことが簡単に記されるが、祀堂碑によれば、いまし詳しい事績をたどることが可能である。すなわち以下のようにいう。

至元十五年秋七月、閩國王公以福建道宣撫使、謁于上京、世祖皇帝與語大悅、朝退、首命左丞張公、即公寓邸傳旨、詢日本事。公對以日本叢爾島夷、不足煩天討、因畫招徠之策以進、深契上衷、將使預聞國政。公懇辭、迺降金虎符、

授公中奉大夫・刑部尙書・福建道宣慰使兼提刑按察使、仍爲御便殿、曲宴以遣之、俾左丞呂公爲公起舞、霑醉而止。至元十五年（一二七八）秋七月、閩國王公（王積翁）は福建道宣撫使として上都において世祖に拜謁した。世祖皇帝は言葉を交わして大いに氣にいった。接見が終わると、早速左丞の張公（張惠）に命じて、王積翁の宿舎で世祖の意向を伝え、日本の事について意見を求めた。公が答えて言うには、日本はちっぽけな島國の夷狄であり、わざわざ天子が討伐するには及ばないとして、招きに應じて先方から進んで來させる策（招徠之策）を提言したところ、これがすぐる帝の思ひにかなひ、彼に國政にいつそう關與させようとした。公は鄭重にそれを辭退したので、そこで金虎符を降し與え、公に中奉大夫・刑部尙書・福建道宣慰使兼提刑按察使の位を授けた。さらに便殿にお出ましになり、小宴を賜つて慰勞した。帝は左丞の呂公（呂文煥）に公のために起ち上つて舞わせ、みなしたたかに酔つた末にお開きとなつた。

第一次日本遠征と第二次遠征の谷間のことであり、世祖が王積翁に日本のことについて諮問していた事情が判明する。王積翁の日本遣使の伏線となつたものである。

さらに祀堂碑によれば、翌至元十六年には家族で入朝（舉家入朝）し、十七年には戸部尙書に拔擢され、世祖のお覚えめでたかつた。十九年には江西行省參知政事として赴任する豫定であつたところ、彼の時政についての獻策二十四事が最高位宰相（中書右丞相）の和禮霍孫（ハッハス）に喜ばれて地方への赴任を引き留められた。そして至元二十一年の日本行となるのである。これにつき祀堂碑には以下のようにいう。

（至元）二十一年春正月、進對言、「日本未易以力服、而可以計取。誠令臣得備一介之使、以招徠之、事成、可無殘民匱財、卽事不成、亦無損國威重。」上嘉納之、因以公爲國信使、凡所須一惟公意。公以爲、「臣他無所須、祇須一印佩之、擇參佐數輩、奉詔書以行足矣。」有旨命公視草、且賜公玉環・連條納・瑟瑟袍・帽韉・馬鞍各一、俾丞相善護視

公妻子之留質京師者。公既陛辭、以夏四月發慶元、五月、抵耽羅。耽羅人或勸公勿輕往、公不聽。秋七月、至日本境上、先令持旗榜諭其國中、并移書國主及用事者、日本遣來郊迎甚設、請遂以詔書入。辛卯望、艤舟對馬島、丙夜俄有舉火譟謹島上者、公竟遇害而薨。得年五十有六。

〔至元〕二十一年春正月、世祖に謁見し下問に答えて言った。「日本は力で屈服させるのは容易ではなく、工作によって取るべきです。もしも私を一介の使者に任じて、これを招き來させるようにさせていただければ、事が成就した場合には人民に被害を與えたり財政を缺乏させず、たとい事が成就しなかった場合にも國家の威信の重大さを傷つけることはありませんまい。」世祖はこの意見を採用し、かくて公を國信使とし、その必要とするものは一切彼の意向通り與えることとした。彼の考えはこうだった。「自分には格別に必要なものはない。ただ一つの印を佩び、下役數人を選び詔書を奉じて行けば十分だ。」皇帝の意向で彼に詔書の草稿を點檢するよう命じられた。そのうえ玉環・連條納・瑟瑟袍・帽韉・馬鞍各一を賜わり、丞相には人質として京師に留められている妻子をしつかりと保護し面倒をみさせた。公は皇帝のもとを辭去すると、夏四月に慶元を出帆し、五月に耽羅に至った。耽羅の人で公に向つてうかと日本に赴いてはなりませんと助言するものがあつたが、彼は耳を貸さなかつた。秋七月に日本の國境あたりに達し、まず旗印を掲げその國中に榜諭させ、ならびに國主と當局者に書面で通知し、日本は使者を遣して都の近郊に出迎えて手厚くもてなし、そのまま詔書を携えてお出でくださいと請うてくるとの手筈であつた。月半ばの辛卯の日（十五日）、對馬島で船出の準備をしていたが、子の刻（夜十二時）にやにわに火を舉げて島の邊りで騒ぎ立てるものが出て、とうとう彼は傷害を負つて死亡した。享年五十六歳であつた。

從來の知見に多少の新しい事實を附け加えることができるであらう。文中に「視草」（詔書の草稿を點檢する）とあるのは、世祖の王積翁に對する信賴が厚かつたからには違いないが、この句の前後はすべて彼の日本遣使の準備に關する事柄であ

る。ここに命じられて「視草」したのは、日本に携行しようとしていた國書を指すものと考えられる。國書そのものは王積翁の不慮の死のために傳わらないが、前回の如智に與えた内容を引き継ぎながら主役としての王積翁をとくに遣わす旨が記されていたであろう。

なお附け加えれば、王積翁の殺害に至る事情の異説が『癸辛雜識』別集卷上、王積翁の條に見えるので以下に引用する。王積翁留耕、參政伯大之姪也。嘗宰富陽有聲、後覲北、留連甚久、遂自詭宣諭日本、遂命爲奉使、以兵送之。至溫陵、有任大公者、家有四舶、王盡拘用之使行。又於途中鞭之、有諛語、王頗聞之、至骸山即髑髏山、以好語・官職誘之、且付以空頭總管文帖、且作大茶飯享之。任亦領略、亦作酒以報、衆使醉飽、任縱兵盡殺之、靡有孑遺。王竄匿於柁樓下、任叱之曰、「奉使何在？」猶佯笑曰、「在此。」出則叩頭乞命、任顧其徒、鞭而擠之於水、席卷所有寶物・貨財而去。取所乘舟、斷其首尾、使若倭舟然。後有水手四人逃回永嘉、北朝爲之立廟賜諡焉。

王積翁、字留耕は參知政事王伯大の姪であつた。かつて知富陽縣となつて行政に名聲が高かつた。のちに北朝（モンゴル）皇帝に目通りすると長く留めおかれたので、自分が日本を宣諭しようとして偽つたので、そのまま命じられて奉使となり、兵を付けて送られた。溫陵（泉州路）に至つたところ、任大公の家には四艘の船舶を所有していたが、王積翁はこれをすべて徵用して同行させた。日本に行く途中でも鞭打つて暴行したことがあり、罵る言葉を王積翁はかなり聞いていたから、日本への門戸の骸山即ち髑髏山に至つた時に、甘言と官職でつろうとし、無記名の總管の辭令を手渡し、また豪華なご馳走を振る舞つた。任大公もこれを受け入れ酒を獻じて應えた。皆がすっかり酔つたところで、任大公は兵士たちに残らず殺させた。王積翁は柁の邊りの隙間に隠れていたが、任大公は「奉使よ、どこにいるのだ？」と言つた。王積翁が作り笑いをして「ここにいる！」と言つた。出てきて頭を擦りつけて命乞いをしたが、任大公は仲間を顧みて、鞭打つて水に突き落とし、一切の寶物・貨財を巻き上げて逃げた。乗っている船の船首と船尾

を切つてあたかも倭舟のようにした。⁽¹⁰⁾ 後日、水手四人が（温州路）永嘉縣に逃げかえり、北朝（元朝）は王積翁のために廟を立て諡を賜った。

この逸話にはいささか粉飾がありそうだが、泉州路の海商と思しき任大公の船を徴用したこと、使節團一行内部の不和は事實と認めてよいと思われる。王積翁の死後、その妻葉氏が泣いて闕下に訴え、世祖がそれに應えて遺族を優遇したこと、また一子王都中が任官したことも祠堂碑に記されている。

3 一山一寧の遣使 —— 一二九九年、第十一次遣使

王積翁の日本遣使が失敗したのち、日本に對する直接的な働きかけはなく世祖の治世は終わる。成宗テムルが即位すると、高麗との關係については、忠烈王王暉^{きよ}が皇帝の許しを得て世子王諤に一旦讓位したものの、新王の不行跡、高麗國內の動搖から王暉が復位する騒動はあったが、緊密な關係は繼承維持される。大德三年（一二九九）には征東行省の復活設置の動きがあったが、日本への軍事侵攻が現實的に計畫されたかは疑問であり、あるいは征東行省左丞相の肩書を有する高麗國王に對する元朝の政治的壓力を確認する意味が強かったとも考えられる。前年、江浙行省平章政事の也速答兒^{エスデル}が日本に出兵したいと乞うたが、成宗は今はその時ではないと制したことが『元史』日本傳には見えている。同書卷一三三、也速解兒^{エスデル}傳も同様である。同傳には彼が、「江淮の戰艦數百艘を領して、東のかた日本を征し、軍を全うして還る。旨あり、特に養老の一百戸を賜り、衣服・弓矢・鞍轡加うるあり」とあるから、日本遠征軍の將軍の一人であったことは明らかである。また『金華黃先生文集』卷二四の彼の神道碑によれば、彼が江浙行省宰相に任じられたのは、舊南宋の故都であり國家財政の基盤であるのに加えて、島夷の日本との關係でも重要な地域だったからだとしている。彼は大德三年に歿しているから、晩年最後の宿願を成宗に訴えたのであろう。

こうした情勢のもとで普陀山僧一山一寧の日本遣使が行われた。『元史』卷二〇、成宗紀大德三年三月癸巳條にいう。⁽¹¹⁾

命妙慈弘濟大師・江浙釋教總統補陀僧一山、齋詔使日本、詔曰、「有司奏陳、『向者、世祖皇帝嘗遣補陀禪僧如智及王積翁等、兩奉璽書、通好日本、咸以中途有阻而還。』」爰自朕臨御以來、綏懷諸國、薄海內外、靡有遐遺、日本之好、宜復通問。今如智已老、補陀寧一山道行素高、可令往諭、附商舶以行、庶可必達。〔』?〕朕特從其請、蓋欲成先帝遺意耳。至於惇好息民之事、王其審圖之。」

ここに問題となるのは、「有司奏陳」とあるが、文中どこまでを奏陳の末尾と考えるかである。「爰自朕臨御以來」の前か、「庶可必達」までかである。これを解決してくれそうなのが、これを受け取った日本に残された金澤文庫系統の寫本である。すなわち金澤文庫所藏の「元朝寄日本書」と題される中世文書（文末寫眞圖版參照、また『金澤文庫古文書』第九輯（一九五六）所收）、『金澤蠹餘殘編』⁽¹²⁾（徳川光圀撰）所收の「元寄日本書」⁽¹³⁾である。『鎌倉遺文』（古文書編第二五卷、一九八三）はこの二者に據り、「元國王成宗書狀寫」と題している。原文書は國書の書式そのまゝでないことに加え、紙の折り目に比してや、斜めに行がよれていたたり、寫後に校して闕字を細字で補うなど、倉卒な臨書の現場を印象づけられる。一山一寧は草創期の稱名寺と關係があつたとみられるから、彼がもたらした國書の寫しがここに傳わるのは意味あることである。ただ金澤文庫系寫本では末尾の年月は「大德元年三月」に誤っており、『鎌倉遺文』では永仁五年（一二九七）に收載するが、本來なら正安元年（一二九九）にあるべきところである。『金澤蠹餘殘編』寫本ではその體裁を「世祖聖德」以下「息民之事」までを一行二十字で記し、「奉」字を「奏」と誤るのを除き、金澤文庫文書と同文である。

金澤文庫文書の文は前掲の『元史』本紀の文と基本的に同じである。筆者ははじめ金澤文庫本はあるいは『元史』本紀の引き寫しかと疑つてもみたが、そうとは言えぬようである。文の始めの「上天眷命大元皇帝致書于日本國王」、末尾の「不宣」はやはり國書としての體例を外していない。さらに『元史』本紀で懸案の「爰自朕臨御以來」が金澤文庫本では

「爰自聖上臨御以來」とある。すでに自稱の「朕」ではなく、他稱の「聖上」とあるからには、「有司奏陳」の末尾は「庶可必達」であり、「朕特從其請」で皇帝が有司の提言を受け入れたとして筋が通る。また文脈から考えても、成宗皇帝が如智の老齡にまで配意することはないであろう。

『元史』と金澤文庫系寫本を對比し、以下に校訂原文、訓讀、翻譯を記す。

【校訂原文】（擡頭、改行を除く）

上天眷命大元皇帝致書于日本國王。有司奏陳、「嚮者、世祖聖德神功文武皇帝、嘗遣補陀（衲）〔禪〕僧如智及王積翁等、兩奉璽書、通好日本、咸以中途有阻而還。爰自〔朕〕〔聖上〕臨御以來、綏懷諸國、薄海內外、靡有遐遺、日本之好、宜復通問。今如智已老、妙慈弘濟大師・江浙釋教總統・補陀寧一山、道行素高、可令往諭、附商舶以行、庶可必達。」朕特從其請、蓋欲成先〔皇〕〔帝〕遺意〔爾〕〔耳〕。至於惇好息民之事、王其審圖之。不宣。

大德（元）〔三〕年三月

【訓讀】

上天眷命の大元皇帝、書を日本國王に致す。有司奏陳すらく、「嚮者、世祖聖德神功文武皇帝、嘗て補陀の禪僧如智及び王積翁らを遣し、兩び璽書を奉じ、好みを日本に通ずるに、咸な中途に阻あるを以て還る。爰に聖上臨御してより以來、諸國を綏懷し、海の内外に薄り、遐きを遣ることあるなく、日本の好みは、宜く復た通問すべし。今如智已に老い、妙慈弘濟大師・江浙釋教總統・補陀の寧一山は道行素り高ければ、往きて諭さしむべく、商舶に附して以て行かば、必ず達すべきに庶からん。」朕特に其の請に従うは、蓋し先帝の遺意を成さんと欲するのみ。好みを惇くして民を息うの事に至りては、王其れ審らかにこれを圖れ。不宣。

大德三年三月

【翻譯】

上天眷命の大元皇帝が書簡を日本國王に送る。有司がこのように奏上してきた。「さきごろ世祖聖德神功文武皇帝が嘗て補陀の禪僧如智及び王積翁らを遣わして二度にわたり璽書を奉じ、日本に誼みを通じようとしたところ、みな中途に障害があつて戻つてきた。さて聖天子が君臨してこのかた、諸國を安んじ懷け、海の内外にゆきわたり、遠いものをあますこともなく、日本との友誼は、もう一度通ずるようにしたいものです。今如智はもう年老いており、妙慈弘濟大師・江浙釋教總統の補陀の寧一山は佛教の徳が平素高いので、彼に行かせて諭させるよう、商船の便に任せ赴くようにすれば、きつと到達できるでしょう。」朕がとくに有司の要請に従うのは、先帝の遺意を成就しようとするからにはかならない。隣國と友好を深めて人民を休息させる事案については、王がつぶさにお考えあるように。不宣。

大德三年三月

すでに第九次遣使の如智に與えられた國書にみるように、これもまたある官司から皇帝への上奏があり、それに對して皇帝が裁可したという形に變わりはない。ただここにいう有司が何を指すかは不明とするほかはない。

國書冒頭の形式については『元文類』卷四一、征伐、日本の條にいう。

國書始書大蒙古皇帝奉書日本國王、繼稱大元皇帝致書日本國王、末竝云不宣白、不臣之也。辭懇懇款款、自抑之意、溢於簡冊、雖孝文於尉陀、不是過焉。

國書には始めには「大蒙古皇帝、書を日本國王に奉ず」と書き、ついで「大元皇帝、書を日本國王に致す」と稱し、國書の末にはいずれも「不宣白」と云つたが、これは臣下とせず、對等との意である。その言辭は懇切かつ誠實であり、抑制の効いた氣持ちが書面に溢れており、かの前漢の文帝が南越の尉陀に對した場合でもこれほどではなかった。

この『元文類』の文は、文宗の至順三年（一二三三）に進獻された『經世大典』から引用されて残ったものである。『經世大典』全體は失われたものの、『元文類』卷四一には『經世大典』政典總序が引用され、二十の目に分けられた政典冒頭の目が「征伐」であり、その中に「平宋」「高麗」に續いて「日本」に關する外交、征討の記録を見ることができ。ここに國書の書き出しが二つ引用されている。どちらにしても日本に對して十分な配慮を怠らなかつたというのが、『經世大典』編纂時における元朝の認識である。前者は周知の最初の國書であり、正確には「上天眷命大蒙古國皇帝奉書日本國王」である。「上天眷命」は史書に表記されなくとも、慣習的に冠していた常套の語である。後者は至元十二年（一二七五）の第七次遣使の際のものである。前掲の『元文類』の記事の後には雙行の細字の記事が附されており、つぎのようにある。

（至元）十二年、遣禮部侍郎杜世忠・兵部侍郎何文著・計議官廳都魯丁往使、書前言大元皇帝致書於日本國王、後言不宣白、亦不來觀。

これによつて第一次遠征の翌年の杜世忠・何文著らが派遣された時の國書とわかる。おそらく「上天眷命大元皇帝致書於日本國王」とあつたと思われる。一山一寧のもたらしした國書はこの前例に従つたものにほかならない。¹⁶⁾

短い文章ではあるが、構成は如智のもたらしした國書と基本的に同じである。まず有司の上奏があつて、この提言を成宗皇帝が裁可する。それは先帝世祖皇帝の意向を繼承するものであり、今後の善隣關係の樹立には日本國王の善處を期待する。ここにもまた基本線を示したうえで日本との交渉に當たらせる、使者に携行させる信任狀としての文書の性質を認めたいと考える。

なお清代の孫承澤撰の『元朝典故編年考』卷五「宣諭日本」にはつぎのようについて。

大德三年三月、侍臣勸用兵日本、上以其俗奉佛、乃遣僧一山賁詔使日本。詔曰、「有司（奉）〔奏〕陳、……王其審圖

之。」日本乃遣使隨僧奉表進貢。

詔文の引用は『元史』に據っているが、それに續く「日本乃ち使を遣わし僧に隨い表を奉じて進貢す」の句はその根據を得ない。かつ『元史』日本傳の敘述とも矛盾する。

二 高麗からの日本遣使

一二九二年、三度目の高麗國國書

ふたたび世祖期の話題に戻る。高麗國國書が日本にもたらされたのは、至元四年（一二六七）、至元九年（一二七二）に次いで三度目となる。初回は蒙古國皇帝の國書に添えてもたらされた。二度目は、趙良弼の對日工作により日本使人が元都に往還のさなかに、高麗國王が日本に向けて元朝との通好を促したものであった。今次の高麗國王國書は元朝の第十次遣使と第十一次遣使のちょうど中間にあたる。まず使者派遣の直接的動機について言及するのに先立つて、當時の三國間の情勢を概観しておこう。

世祖治世末期の元朝の大きな變化は、政府内で權力を誇ったウイグル人宰相桑哥サンガが失脚したことである。世祖初中期にも政府内でペルシア系の阿合馬アフマトが經濟方面で辣腕をふるい、中書省と並列して尙書省を立てるなどのことがあり、政府中樞での黨派争いを展開していた。至元二十八年（一二九一）初め桑哥が失脚すると、尙書省が廢止されたのはもちろん、それまでの強權政治に代わってやゝ柔軟な政治路線が採用され、これが世祖末期、そして成宗以後の中國支配の基本線となつてゆく。もちろん紆餘曲折や反動はあつたが、阿合馬や桑哥は權臣あるいは姦臣を以て稱せられるようになった。

高麗と元の緊密な關係も維持されている。高麗國王王賄しゅんは征東行省平章政事、ついで左丞相に任命され、太保や功臣

の名譽稱號も加えられた。至元三十年、高麗國王が請うて自らの名を賸きよから改めることもあった。元朝が一族の乃顔ナヤン（至元二十四、二十五年）、海都ハイドゥ（至元二十六年）、哈丹ハダ（至元二十七、二十八年）と相次ぐ北邊における騷擾反亂に對處するには、高麗の「助征」、連携は缺かせなかつたのである。北邊への軍糧補給や高麗での飢饉對策のため、江南からの海運による米糧輸送も強化された。元と高麗の關係維持に良くも悪くも大きな影響力を與えてきた高麗系元朝人洪ファミリ（洪福源・洪俊奇父子）の顔ぶれも、至元二十七年（一二九〇）の洪俊奇（茶丘）の死とともに交替する。代つて表に登場したのが洪俊奇の弟の洪君祥である。

東シナ海における商業活動もずいぶん盛んになってきた。高麗忠烈王十四年（至元二十五、一二八八）に「宋」の商人顧愷・陸清が來て土物を献上した（『高麗史』卷三〇）のは、明らかに南中國の商人の活躍を示している。至元二十九年六月には四艘の日本の互市船のうち難破をのがれた一艘が慶元路に到達した。商船の歸國に際し、江浙行省參知政事の燕公楠からの牒狀が鎌倉にもたらされた。この年には、慶元路に來航した日本の商船が船内搜索を受けて武器が発見され、元朝の海防意識を刺激したし、爪哇ジャワ遠征の大船團航行のために、兩浙・廣東・福建の海商の行動を一時的に制限するなどのことがあった。いずれの記事も平時には海商たちの相當自由で活發な活動があつたことを推測させる。翌至元三十年には燕公楠・留夢炎の提言に従い、南中國沿海の杭州・上海・澈浦・温州・慶元・廣東・泉州の七つの港灣都市に市舶司を設置して商稅徵收方式を整備した。

商業活動の活發化にもかかわらず、日本への警戒、日本遠征の動きは途絶えたわけではなかつた。元朝からは高麗に調査官が派遣されて、軍糧や兵器の點檢が行われたし、高麗でも半島沿岸部における倭船の行動に警戒感を示し、日本の邊境侵犯を元朝に報告している。これから論じようとする高麗國の日本遣使の翌年八月のことであるが、元朝が洪波豆兒ハイトル・瞻思丁チャムスディンを遣わし高麗の造船・軍糧を調査したり、高麗としても忠清道・全羅道・慶尙道に特使を分遣し船糧準備に取り

かかるなどしていた。

さて至元二十九年の高麗國の日本遣使の直接的な契機と實施に關する事實を確認しておきたい。その五月、日本の商船が耽羅に到着した。詳しい事情はわからないが、耽羅の守備兵は日本人二名を捕えてこれを高麗政府に送り、高麗はおそらくこれを敵國の俘虜としてそのまま元朝に送致した。

このような形で高麗が日本人を元朝に送つたのは割に近い前例があるので、ここで挿話として指摘しておきたい。それは至元二十三年（忠烈王十二、弘安九、一二八六）八月から十月にかけてのことである。まず『高麗史』卷三〇、忠烈王世家によれば、日本人十九人が高麗に来て、翌九月には高麗は中郎將の池瑄を遣わし日本人を元に押送した。それをうけて『元史』卷一四、世祖紀には、九月に高麗が遣使して日本の俘を獻じ、十月にも高麗が遣使して來り、日本の俘十六人を獻じたことを傳えている。俘虜として高麗から元朝に獻上された日本人のその後の動靜については全く不明であるが、『高麗史』と『元史』の四つの短い記事は相互に繋がっていると見てよからう。至元二十九年の場合も高麗は日本人二名を前例のままに元朝に送致したとみられる。

至元二十九年八月、高麗の世子（王諤）が紫檀殿において世祖に拜謁した。その場には高麗の重臣鄭可臣や武官で元との往來經驗豊かな柳庇も同席していた。そこで丁右丞の發言があつた。『江南の戰船は大きいことは大きいですが、接觸すると壊れてしまいます。さきにわが軍が失敗したのはそのためです。高麗に造船させてもう一度遠征するならば、日本を取ることができましょう』と。それをうけて世祖は日本遠征について意見を求めた。恐らく想定外の話の展開に、洪君祥は『軍事は重大事ですから、まず使者を派遣して高麗に問うてから實施すべきでしょう』¹⁵と言うよりなかつた。居合わせた丁右丞なるものについては不詳である。そこに洪君祥に對してさきの日本人二名を護送して本國に歸還させる命令が下つたのである。のみならず洪君祥にはもう一つの重大な使命が課せられていた。それは世祖の意を承けて高麗國王に對

して日本遠征についての見解を質すことである。高麗王廷で洪君祥と對面した忠烈王は『私是不庭の俗の日本と隣合わせである以上、自らこれを討伐して些かでもお役に立ちたい』と應じた。日本討伐に躊躇逡巡する態度は許されない場面であろう。日本商人二名を本國に送り届ける役目には、東征に對して憾みのある日本が使者を拘留して容易に還さないであろうことを懸念しながら、日本と數々の折衝の經驗を有する金有成がまたしても指名された。¹⁹⁾そして十月庚寅(三日)、太僕尹金有成を護送日本人供驛署令に任命し、郭麟を書狀官とし、高麗國王の日本國王宛の國書が發せられたのである。²⁰⁾『高麗史』にはかなり長文の國書全文が引用されており、のちに検討を加える。

一方、高麗からの國書を受け取った日本には金澤文庫關係の寫本二種が残されている。第一は金澤文庫に現存する中世文書であり(文末寫眞圖版參照)、『高麗寄日本書』と題されて『金澤文庫古文書』第九輯(一九五六)にも收められている。この文書は國書の始めと末尾を缺くものの、かなりの部分が残存している。擡頭の形式は四字から五字分擡頭で變則的であり、擡頭部分を除いて一行二十餘字で書かれ、しかも返り點と送り假名が附されている。第二は『金澤蠹餘殘編』に收められ、やはり「高麗寄日本書」と題する寫本である。二字擡頭の形式で、擡頭部分を除いて一行十八字である。『鎌倉遺文』(古文書編第三三卷、一九八二)には上記二種の金澤文庫系寫本に據って收録され、文書形式は概ね『金澤蠹餘殘編』に據りつつ「高麗國王書寫」と題されている。〔文末補記參照〕

從來の研究を見ると、池内宏氏はこの國書を『高麗史』から引いて句讀點を附された。²¹⁾また村井章介氏は『鎌倉遺文』を引いて訓讀されている。²²⁾しかしながら『高麗史』と金澤文庫系寫本を比べてみると、些少の異同では片付けられない相違が認められる。そのため兩種の文書の形式と内容についてや、細を穿ったような考察に踏み入ることをゆるされたい。

『金澤蠹餘殘編』には、「貴國」で本來改行すべきところを守っていない二箇所がある。また改行する必要のないところを改行している二箇所がある。これらの不整序は、金澤文庫系寫本が據った祖本の一行字數を金澤文庫系寫本が正確に踏

襲しなかったことに起因するであろう。「貴國」「大元」「天庭」「宣諭」などの意味ある改行（平出）と通常の文の自然な改行とが、一見、區別しにくいからである。もしも一字擡頭の體例があれば避けられたところだが、しかし偶々残された不整序の箇所がかえって祖本の毎行字數を推定することに役立つ。

筆者の假説は、その祖本——即ち金有成がもたらした國書、或はその忠實な寫本——は擡頭部分を除き、一行十四字で構成されていたと考えるものである。その理由を述べよう。まず改行すべくして改行していない「貴國」に關わる二つの部分に着目する。第一は「帝乃震怒」の擡頭の「帝乃」に引き續く「震怒」以下、「貴國」に接する「完護遺民亦」までの字數は四十二字である。第二は「皇帝陛下」の擡頭の「皇帝」に引き續く「陛下」以下、「貴國」に接する「猶恐不及」までの字數は五十六字である。この二つの數字はいずれも十四の倍數である。従って一行は擡頭部分を含めて十六字、擡頭部分を除けば十四字で構成されていたと見る。「貴國」の文字の前に空白がなかったために意味ある改行を認め損なつたからである。〔文末補記及び寫眞圖版參照〕

ただ、この假説にも問題は残る。改行する必要のないところを改行している二箇所の説明がつかないところである。いまは疑問として残すよりはかはないが、この二箇所は金澤文庫文書と重ならない、その前後の箇所であることを注意しておきたい。⁽²³⁾

金澤文庫系寫本の文には「貴國之所聞、我國所見」とあって、『高麗史』の「貴國之所聞、殷鑑不遠」と比べていかにも句作りとして不自然である。これは原文と字數を合わせたために起きた結果と考えたい。このような事例を含めて、金澤文庫系寫本（この場合『金澤蠹餘殘編』所收の「高麗寄日本書」と前述の『高麗史』卷三〇、忠烈王世家に引用された國書を全面的に對比してみたい。筆者の假説による國書の體裁に則り、二つのテキストを比較對照のため上下に並べて示す。上段が金澤文庫系寫本によるものである。下段の太字が『高麗史』であり、傍點線部は『高麗史』に缺けていて補い、書

簡としての體裁を整えた部分としておく。兩者の間であい異なる字句については、※印で、あるいは傍線部分に※印を附して上下對照するに便宜あるようにした。なお、**丁**印から**上**印までが、現存する金澤文庫文書の該當部分である。つぎに受領した高麗國國書として、『金澤蠹餘殘編』所收のテキストを金澤文庫文書と『高麗史』を参考しつつ校訂し、なお訓讀と翻譯を附す。

【校訂原文】——以下、内容に應じて段落に分ける——

皇帝福廕裏特進上柱國・開府儀同三司・駙馬・高麗國王王^{大元國}𠵽、謹奉書于日本國王殿下。冬寒、伏惟尊^侯〔侯〕萬福臨莅、不穀篤承皇帝聖德、保守弊封。小邦與貴國隔海爲隣、昔貴國商人、時或往來於金海府、因以爲好、曾無嫌隙。今年五月、貴國商船到泊耽羅洲渚、耽羅人性本頑黠、追逐其船、邏捉二名而送之小邦、申於大元國而押送。皇帝詔問其由、命還本國而護送。故差朝奉大夫・〔大〕〔太〕僕尹・世子右庶尹金有成、前去致辭、并送其商人、惟悉之。

兩國既已爲隣、凡終始休戚、敢不相恤。且爲貴國計之、將有利國之一端、不得不陳、未審殿下之〔所〕〔取※〕捨、伏增惶懼。我國元自祖先、臣事大元、其來尙矣。我父王再覲天庭、輒蒙聖獎、安保國家、恪勤^侯〔侯〕度。予爲世子時、繼父親朝、皇帝特垂寵渥、許尙公主、冊爲駙王、承襲宗器、因不失國號、君臣社稷、禮樂文物、衣冠名分、一切仍舊、百姓按堵、樂業安生、實輸誠事^天〔大※〕之故也。且宋朝軍民不爲不多、金湯不爲不固、不知有唐虞之大統、自大而不庭、故皇帝親征、天兵奄至、宋之君臣倉卒失措、遣使請哀。若許班師、世脩朝貢、歲納方物、皇帝軫慈而却兵。遣翰林學士郝經、宣諭甚^敢〔敦〕、宋國執迷不悛、違命不朝、帝乃震怒、大發王師、討以失期、兵威所加、石如壓^印〔卵※〕、殄滅國號、九廟隳百官毀、無復君臣之禮、三百年積纍之基、一旦傾覆、^仍〔乃〕命設官置省、完護遺民、亦貴國之所聞、我國所見。古典云、「順天者昌、事^天〔大※〕者興。」又云、「抗行爲過、和睦爲好。」可不戒哉、可不儆哉。

今我大元國皇帝陛下、千載應期、神聖文明、功德兼豐、仁慈寬厚、好生惡殺、德洽群生、普天之下、（尊）「莫」不（咸）「感」德梯航輻湊、猶恐不及。貴國念我國之存、懲宋朝之亡、遣一介之使、奉一尺之表、朝於大元、則無損於今、有益於後、誠貴國社稷之福也。若恃阻大洋而不（興）「與」*隣國交通、所未知也。（脆*）脫有不從之、則噬臍何及。自古靡有輕隣而能保國家者也。小邦爰處舊都、其勢易弱、猶且在宥、一（示）「視」同仁、許安土著、如向所陳。貴國邈在海外、但遣使入朝、決無後患。幸進退詳酌。

頃在辛巳年、因邊將所奏、發兵往征、戰艦因風濤播蕩、間或失水軍卒、有遺漏不還者。今聞耽羅所送商人言、貴國竝皆收護處養、似順好生之聖德、此一幸也。貴國宗社有靈、以不穀之言爲可取、納款歸朝、則必蒙聖澤、無秋毫之失、有磐石之安、予亦處中保命、導霽皇恩、以貽百世之寧。不穀之言、可不方信。予之所以區々者、只爲彼此無辜耳。伏惟傾（炤）「照」。不宣。再拜。

至元二十九年十月 日 狀

*金澤文庫文書

【訓讀】

皇帝福蔭裏に特進上柱國・開府儀同三司・駙馬・高麗國王王^{きよ}咄、謹んで書を日本國王殿下に奉ず。冬寒、伏して惟うに尊侯萬福もて臨^{りん}莅し、不穀^{ふこく}篤く皇帝の聖德を承け、弊^{へい}封^{ほう}を保守す。小邦は貴國と海を隔てて隣と爲り、昔貴國の商人、時に或いは金海府に往來し、因りて以て好^よみを爲し、曾て嫌隙なし。今年五月、貴國の商船、耽羅の洲渚に到泊せしに、耽羅の人性^{ひと}本と頑^も黠にして、其の船を追逐し、邏二名を捉えてこれを小邦に送り、（小邦は）大元國に申して押送す。皇帝詔し其の由を問い、命じ本國に還して護送せしむ。故に朝奉大夫・太僕尹・世子右庶尹金有成を差して前去し辭を致し、並びに其の商人を送らしめば、惟れこれを悉せよ。

兩國既に已に隣と爲れば、凡そ終始休戚は、敢て相い恤まざらんや。且つ貴國の爲にこれを計るに、將に國を利するの一端あれば、陳べざるを得ず、未だ殿下の取捨を審かにせず、伏して増々惶懼す。我が國元と祖先より、大元に臣事し、其の來るや尙し。我が父王再び天庭に覲え、輒ち聖獎を蒙り、國家を安保し、侯度を恪勤す。予世子爲りし時、父を繼ぎて親朝するに、皇帝特に寵渥を垂れ、公主を尙るを許し、冊して駙王と爲し、宗器を承襲し、因りて國號を失わず、君臣社稷、禮樂文物、衣冠名分、一切舊に仍り、百姓按堵し、業を樂しみ生に安んずるは、實に誠を輸し大に事うるの故なり。且つ宋朝は軍民多からずと爲さず、金湯固からずと爲さざるに、唐虞の大統あるを知らず、自ら大として不庭、故に皇帝親征し、天兵奄いに至りて、宋の君臣倉卒に失措し、使を遣わして哀を請う。若し班師を許し、世々朝貢を脩め、歲ごとに方物を納れば、皇帝軫慈して兵を却けん。翰林學士郝經を遣わし宣諭すること甚だ敦きに、宋國執迷して悛めず、命に違いて朝せず、帝乃ち震怒し、大いに王師を發し、討つに期を失するを以てし、兵威の加うる所、石もて卵を壓するが如く、國號を殄滅し、九廟隳られ百官毀たれ、君臣の禮を復するなく、三百年積纍の基、一旦にして傾覆し、乃ち命じて官を設け省を置き、遺民を完護せるは、亦た貴國の聞く所、我國の見る所なり。古典に云う、「天に順う者は昌え、大に事える者は興る」。又云う、「抗衡は禍を爲し、和睦は好みを爲す」と。戒めざるべけんや、倣めざるべけんや。

今我が大元國皇帝陛下、千載期に應じ、神聖文明、功德兼ね豊かにして、仁慈寛厚、生を好み殺を惡み、德、群生に洽く、普天の下、德に感じて梯航して幅湊せざるなきも、猶お及ばざるを恐る。貴國、我國の存するを念い、宋朝の亡ぶを懲め、一介の使を遣わし、一尺の書を奉じ、大元に朝さば、則ち今に損うなく、後に益あり、誠に貴國社稷の福なり。若し大洋を阻つを待みて隣國と交通せざるは、未だ知らざる所なり。脱しこれに従わざるあらば、則ち噬臍何ぞ及ばんや。古えより隣を輕んじて能く國家を保つ者あらざるなり。小邦爰に舊都に處り、其の勢弱き易き

も、猶お且つ在宥し、一視同仁、土着に安んずるを許さるるは、向^さきに陳ぶる所の如し。貴國邈^{はる}かに海外に在り、但^もし使を遣わして入朝せば、決して後患なからん。幸いに進退詳酌せられよ。

頃^{このころ}ろ辛巳の年に在り、邊將の奏する所に因りて兵を發し往き征せしむるに、戰艦、風濤の播蕩するに因り、間々或いは水軍の卒を失い、遺漏して還らざる者あり。今耽羅の送る所の商人の言を聞くに、貴國並びに皆な收護處養するは、好生の聖德に順うに似て、此れ一の幸いなり。若し貴國の宗社靈あり、不穀の言を以て取るべしと爲し、款^{よじ}みを納れ朝に歸さば、則ち必ず聖澤を蒙り、秋毫の失なく、磐石の安きあり、予も亦た中に處して保命し、皇恩を導需し、以て百世の寧^{のち}きを貽さん。不穀の言、方に信ぜざるべけんや。予の區々たる所以の者は、只だ彼此無辜の爲にするのみ。伏して惟れ傾照せられよ。不宣。再拜。

至元二十九年十月 日 狀

【翻譯】

皇帝の福廕のうちに特進上柱國・開府儀同三司・駙馬・高麗國王王^{きよ}暉が謹んで書を日本國王殿下に差し上げます。冬寒の候、伏して惟うに尊侯は萬福のもとに即位され、私は篤く元朝皇帝の聖德をうけ、自らの封土を保っております。小邦は貴國と海を隔てて隣り合わせであり、昔貴國の商人がしばしば金海府に往來して友好關係にありまತ್ತく不和はありませんでした。今年五月、貴國の商船が耽羅の海岸に停泊したところ、耽羅の人は頑な性格のため、その船を追い拂い、パトロール兵が二名を捕獲して小邦に送ってきたので、小邦は大元國に文書を添えて送致しました。皇帝は詔してその事情を調べたうえで、命じて本國に送還し日本まで護送させることとしました。そこで朝奉大夫・太僕尹・世子右庶尹の金有成を差しつかわして行かせ言葉を傳え、併せてその商人を送らせるので、どうかご承知ありたい。

兩國はもう隣同士である以上、およそ事の終始や喜憂については、お互い気づかいしないでおれましょうや。ここで貴國の爲に考えてみると、國の利となる一面があり、これを述べないわけにゆきません。殿下がこれの取捨いかんを審かにできず、伏して益々恐縮しております。我が國はもと先祖からして大元に臣下として事^{つか}えた由來は久しいものがあります。我が父王が二度に亘り天子にお目通りすると、そのたびに天子からのお褒めを蒙り國家を保ち諸侯としての法度につとめたのです。自分が世子の時、父の例を繼いで親朝したところ、皇帝は特別に思し召しを垂れ、公主を尙^{めと}るのを許し、冊立して駙馬國王とし、國家の宗器を受け繼ぎ、そのために國號を失うことなく、君臣社稷、禮樂文物、衣冠名分など一切はもとのままで、人民は安堵し、業を樂しみ生に安んずることができたのは、實に誠意を盡くして大に事えたからです。しかも宋朝は軍民も少なからず、國土の防禦も弱くもなかったのに、唐虞以來の大統があるのをわきまえず、自らを大としてまつりませんでした。そのため皇帝は親征しましたが、天兵が大いに至る段になって、宋の君臣はにわかに慌てふためきうろたえ、使者を遣して哀れみを請うたのです。ここでもし出兵を認め代々朝貢の禮を果たし、歳々獻上品を納めるようにしたなら、皇帝は慈しまれて撤兵したでありましょう。ところが翰林學士郝經^②を遣し手厚く宣諭したにもかかわらず、宋國では頑なに態度を變えず、命に背いて入朝しなかったで、帝は大いに怒り、大規模に軍隊を發し、期限切れということで討伐する事態に至ったが、その軍勢力の前には石で卵を潰すようなもの、國號は滅亡し、先祖の廟や百官の政廳は破壊され、國家の君臣の禮を復活することなく、三百年積み上げた國家の基盤は一旦にして傾き覆り、そこで命じて新たに官を設け省を置いて遺民を保護したのは、貴國の聞く所、我國の見る所であります。古典に云う、「天に順う者は昌^{さか}え、大に事える者は興^{はりあ}る」。又云う、「抗衡^{はりあ}は禍を爲し、和睦^{よじ}は好みを爲す」と。まったくこれを戒めとしなければなりません。

今我が大元國皇帝陛下は千載一遇の機會に恵まれ、神聖文明、功德兼ね豊かとなり、仁慈寛厚、生を好み殺を惡み、

その徳は生きとし生けるものに遍く行きわたり、普天の下、皇帝の恩徳に感じて遠方の山海からはるばる集まつてくるのだが、それでもまだ及ばないところがあるかと恐れるほどです。貴國は、我國が存立しているのを念い、宋朝が滅亡したのを戒めとし、一介の使者を遣わし一尺の書簡を奉じて、大元に入朝するならば、現實に損失なく、後世に利益あり、誠に貴國社稷の幸福であります。もし大洋が阻んでいるのを恃んで隣國と交通しないようなのは、未だかつて知らないのです。もしもこれに従わない場合、臍を嚙んでも取り返しようがありません。古來隣國を輕んじて國家を保ったケースはありません。小邦は舊都に國都を置き、その勢いは弱まったとはいえ、それでも自治をおこない、一視同仁で舊土に安んずるのを許されているのは、さきに述べた通りです。貴國は遙かに海外に在るのですから、もし使者を遣して入朝しさえすれば、決して後の心配はないでしょう。幸いに對處検討されたい。

さきの辛巳の年（一二八二）に、邊將が上奏したところに従い、出兵して日本を征討しようとしたが、戰艦は風濤が逆卷いたのが原因で、間々水軍の兵卒を失い、行方知れずで歸還できなかつたものがありました。今耽羅が送つてきた商人の供述を聞くと、貴國は行方不明者をみな收容保護しているとのことで、それは好生の聖徳に順うのに似て、ひとつの幸いといえます。もし貴國の宗廟社稷に靈あり、私の言を取るべきと考え、誼みを通じ元朝に歸服したならば、必ずや聖澤を蒙り、些かの損失なく盤石の安定があることでしょう。私としても内々命令を守り、皇恩を導き流れるようにして、百世の安寧をのこしたいと思います。私の言葉は信じられないことがありますか。私が小さなことにこだわるわけは、ひたすら彼我の無辜の民を思つてのことなのです。どうかご傾聽されたい。不宣。再拜。

至元二十九年十月 日 狀

以上を要するに、二名の日本商人の身柄を送還するというのが本旨であるが、この部分は極めて簡略である。むしろ大半の部分では、高麗國のモンゴル・元朝に對する「事大」の基本的立場・方針を説明し、日本が南宋亡國の歴史に學び、日

本に向って元朝に遣使入朝を説得しようとする。最後の方では第二次日本遠征の際の未歸還者の保護を望ましいとしている。

ここで金澤文庫系寫本の國書を『高麗史』のそれと比較検討したい。まず金澤文庫系寫本には國書としてあるべき文が残されている。冒頭の「皇帝福廕裏」以下五十六字は國書原本の書式に合致すると考えられる。「故差朝奉大夫・太僕尹・世子右庶尹金有成、前去致辭、并送其商人」の二十六字は、使者金有成の官職名を正しく冠し、高麗國王の言辭を傳えながら日本商人を送還するとの目的が明らかに示されている。「未審殿下之所捨、伏增惶懼」の句も原本にあつてよい。末尾の「再拜」「至元二十九年十月 日 狀」も國書原本の書式に存在したものとみてよいだろう。『高麗史』世家には國書の形式に關わる文言まで精細に記録する必要はなかつたのであろう。

用語の異同、文章の洗練については『高麗史』の方に適切なものが多いようである。「駙馬」(金澤文庫系寫本では駙王)、「如石壓卵」(石如壓卵)、「社稷」(宗社)、「迨後方信」(可不方信)などである。但し「金海國」(金海府)、「皇帝輕慈」(皇帝軫慈)は『高麗史』の誤寫誤刻とみたい。しかるに金澤文庫系寫本の古典の引用には看過できないところがある。最初の句は「順天者昌、事大者興」とあり、『孟子』離婁上の「順天者存、逆天者亡」(天に順がう者は存し、天に逆らう者は亡ぶ)の章句に據ることは明らかである。これは前段の文「輸誠事大」に引き付けて敢えて原典を改めたと考えざるをえない。⁽²⁷⁾いまひとつの古典の出典は明らかでないが、はじめの「抗衡爲禍」は漢・陸賈の故事に據つたものにちがいない。即ち『史記』卷九七、陸賈傳の「欲以區區之越、與天子抗衡、禍且及身矣」を意識しての言であり、金澤文庫系寫本の「抗行」は「衡」字中の「角・大」の部分で脱したものともみたい。古典の章句を改竄して「事大者興」としたのならば、當代の高麗國が方針とした蒙古・元への「輸誠事大」の外交政策の正しさを日本に對して説得していたようにみえる。

さらに「若侍阻大洋而不與隣國交通、所未知也」(『高麗史』では「若侍阻大洋而不朝、存亡之機、未可知也」)、⁽²⁸⁾「自古靡有輕隣

而能保國家者也」(「自古未有特險而能保國家者也」)²⁹の二句は、ことさらに原文を變改して高麗國との善隣を前面に出したようである。「亦貴國之所聞、我國所見」(「亦貴國之所聞、殷鑑不遠」)、「脫有不從之、則噬臍何及」(「脫有不測之患、噬臍何及」)も、よりストレートな言い回しに變改したものであり、文脈を異にしながら字數は同じであり、部分的にもとの文字を残している箇所もある。「將有利國之一端」(「將有利害兩端」)は字數は異なるが、畫數の少ない「之一」の二字を一字並みに書くことは可能であろう。「申於大元國而押送」と、「而押送」の三字を増したのは、擡頭してある次行の「皇帝」に接續して「大元國皇帝」と讀まれるのを避けたと思われるが、文章としては三字がない方が適切と思われる。『金澤蠹餘殘編』のはじめの方に「弊邦」の傍に小字で「大元國」と記されるのは、もとより國書の文ではなく、高麗の元朝に對する服屬關係を確認した解説の如きもの——おそらくは朱筆——と推察される。

『高麗史』と『金澤蠹餘殘編』との間の異同を見てくれば、一概に正誤を斷じえない部分も多い。そこで筆者は一つの假説を提示しようと思う。高麗が國書を發給した時點と日本がそれを受領した時點の間に國書の文字の意圖的變改があった。さらには日本で傳世の間に生じた誤傳、變改もありうるのではないかと。果たして文字が變改されているとすれば、いったい誰が、いつ、何のために書き直したのであるうか。字句の異同を見て氣づくことは、金澤文庫系寫本には「亡」字が少ないことである。「徽宋(朝)之亡」の場合を除き、『高麗史』の「凡興亡休戚」、「逆天者亡」、「存亡之機、未可知也」の三箇所は、いずれも日本國の「滅亡」を陰に意味しており、文書を受け取る日本側を過剰に刺激するのを避ける意圖があつた可能性がある。「殷鑑不遠」も殷周革命としてあまりに有名な中國古來の故事であるが、これも現實に引き付ければ日本の滅亡を連想させる。また「亡」ではないが、『高麗史』に見える「將有利害兩端」が金澤文庫系寫本では「將有利國之一端」とあるのも、ことさらに害を言わず、利を強調したものとみえてくる。「不測之患」の句を改めたもの「患」の字を残したくなかったとみえる。『孟子』の章句を「事大」云々に改めることをはじめとして、日本側が高麗側の

立場に立つて文章を改竄する理由も考えにくいところである。

とすれば、國書を日本側に示すに當つて文字を變改したのは高麗の使者金有成であつたと考えられないであらうか。金有成は日本に往來した經驗も豊富であり、第四次遣使の際に大蒙古國中書省の國書を傳えたこともあつた。一番の日本通ともいえる人物であつた。この度の來訪が日本商人返還の目的であつたというのが彼にとって唯一有利であつたものの、高麗國王の意向を傳えるのは最大難關の使命である。必ずや元朝の代理人と受け取られるに違いない。しかも一通の國書を通じて日本の外交姿勢を軟化させるのがどうやら無理らしいことも金有成には十分推察できた。日本側の出方次第で自らの生命の危険を覺悟しなければならぬ窮狀にあつたとみられる。ここから國書の表現に巧みに手を入れる舉に出た可能性があると考える。日本側から不敬また干涉と受け取られかねない箇所を國書の表面から隠そうと、鎌倉行きを前に神經質なまでに努力したのではなからうか。

國書を改竄するなどはその實態を想像しにくいことである。しかし我々は後世、豐臣秀吉の時代にも對馬の宗氏が日本の朝鮮出兵の間にあつて書簡の内容を變改するなどのことがあつたのも知っている。あり得ないことではないと思う。金有成と郭麟は殺されはしなかったが、やはり二人が高麗に歸還することはかなわなかつた。高麗では留守家族に優遇措置を講じていたが、やがて日本の僧侶によって、金有成が丁未の年（大德十一、德治二、一三〇七）七月五日に病歿したと知らされた。⁽³⁰⁾

むすび

本稿では、一二八一年の第二次日本遠征以後における元朝・高麗・日本の外交關係についていささか検討を加えた。時代状況の推移や背景の情勢についての敘述は簡略にして、使節派遣と國書そのものの形式や内容を確認するに努めたつもりである。この時期における元朝國書は初期のものに比べれば簡素であり、現に金澤文庫關係でも、また『鎌倉遺文』でも「寄日本書」あるいは「書狀」と題されており、國書とは距離をおいているかにみえる。しかしここに論及したように、たとえ簡素であっても元朝としては「詔」あるいは「皇帝聖旨」として發したもので、十分に國書の機能を果たし、前出の『元文類』にもみえるように、これを國書と稱してもかまわないと筆者は考える。なお性質が異なるとするならば、その信任狀としての性格の故であろうと考える。三度目の高麗國國書については、發給と受領の間に意圖ある作爲の跡を認めようとしたのである。

注

- (1) 『元文類』卷四一、征伐、日本の條にいう。
忻都軍既還、其國遣商人持金來易錢、亦聽之。又詔勿困苦其商人、柔遠之道至矣。
- (2) 池内宏『元寇の新研究』一九三一、参照。
- (3) 注(2)に同じ。また田中健夫編『善隣國寶記新訂續善隣國寶記』(一九九七)には「彼當自省懇心、歸附准奉」とあり、歸附准奉に「心をよせて服屬し朝貢すること」と注している。
- (4) 王勇『中國史のなかの日本像』二〇〇〇、参照。
- (5) 太田彌一郎「石刻史料「贊皇復縣記」にみえる南宋密使瓊林について——元使趙良弼との邂逅」(『東北大學東洋史論集』六、一九九五)、
- (6) 山本光朗「元使趙良弼について」(『史流』第四〇號、二〇〇一)、参照。
- (7) 『高麗史』卷一〇六、金有成傳にいう。
有成選充書狀、偕良弼往、諭以順逆禍福、日本承命遣使朝元。
- (8) 兵交使在其間。『春秋左氏傳』成公九年にいう。

- (8) 鄭人使伯錫行成、晉人殺之非禮也。兵交使在其間可也。鄭人、伯錫をして成を行わしむ。晉人これを殺すは禮に非ざるなり。兵交るときは使其の間に在りて可なり。
- (9) この句は第四次日本遣使時に齎された詔書の中にも存在した（大蒙古國中書省の牒）。
- (10) この敘述によれば、王積翁一行の内紛騒動は對馬から九州上陸を目前にした時點と場所のように書かれている。
- (11) 波浪を乗り切るために触先と艦が反り上がる、いわゆる「頭尾失高」（『太平實字記』卷一〇二、江南道・泉州）の形は福建船の特徴とされる。
- (12) 『元史』卷二〇八、日本傳にはいう。
（大德）三年、遣僧寧一山者、加妙慈弘濟大師、附商舶往使日本、而日本人竟不至。
- (13) この文書は金澤北條氏の菩提寺であつた稱名寺に藏されていたものが發見されて、現在は神奈川県立金澤文庫に寄託されているものである。『金澤蠹餘殘編』はもと水戸の彰考館文庫に藏されていたが、第二次大戦の戦禍に遭つて焼失した。東京大學史料編纂所所藏の謄寫本は、明治十八年（一八八五）、修史局副長の重野安繹が彰考館文庫編輯の津田信存に託して館本を謄寫したもの（『文末補記參照』）。
- (14) 禪僧。金澤文庫系寫本では「衲僧」に作る。「衲僧」は正史には見えないので、「禪僧」としておく。
- (15) 靡有遐遺。『易』上經、泰にいう。
九二、包荒、用馮河、不遐遺、朋亡。得尚于中行。
九二、荒を包ね、馮河を用い、遐きを遺れず、朋亡う。中行に尚うを得たり。
中行は中道。内心剛毅果斷で外には寛大。そこで外に對しては荒を包ねる——穢いものでも包容するが、時としては大河を徒歩で渡るような思い切つた策を用いる（本田濟『易』、一九六六、による）。
- (16) 第一次日本遠征後に派遣された杜世忠・何文著がもたらした元朝國書は日本に現存しないし、『元史』その他にもその内容を記したものはない。これは杜世忠ら使者一行五名が鎌倉で處刑されて、處刑の根據となつた國書まで闇に葬られたためかもしれない。しかし冒頭の文言だけは『元文類』に記録されているわけである。なお計議官の名は『元史』日本傳では撒都魯丁と表記される。
（サトルルデイン）
洪波豆兒は洪君祥の兄の熊三の子というから、やはり洪ファミリーのひとりである。
- (17) 『高麗史』卷三〇、忠烈王世家、十八年八月丁未條にいう。
丁未、世子謁帝于紫檀殿、鄭可臣・柳庇等隨入。有丁右丞者奏、
「江南戰船、大則大矣、遇觸則毀、此前所以失利也。如使高麗造船而再征之、日本可取。」帝問征日本事。洪君祥進言曰、「軍事至大、宜先遣使問諸高麗、然後行之。」帝然之。
- (18) 『高麗史』卷三〇、忠烈王世家、十八年九月壬午條にいう。
壬午、元遣洪君祥來、命我護送日本人還其國。君祥以帝旨問征日本事。王對曰、「臣既隣不庭之俗、庶當躬自致討、以效微勞。」君祥獻馬、遂宴于香閣。
- (19) さらに『高麗史節要』卷二一にいう。
（忠烈王十八年）九月、元遣洪君祥來、以我護送日本人事也。王以監察御史金有成爲太僕尹、直文翰署郭麟爲供驛署令、護送之。日本嘗憾東征、皆拘留不還。君祥以帝命問再征日本事。王對曰、「臣既隣不庭之俗、庶當躬自致討、以效微勞。」
- (20) 『高麗史』卷三〇、忠烈王世家、十八年冬十月庚寅條にいう。
（忠烈王十八年）冬十月庚寅、以太僕尹金有成爲護送日本人供驛署令、郭麟爲書狀官、仍致書曰、「小邦與貴國隔海爲隣、……伏惟傾照。不宣。」
- (21) 注（2）に同じ。
- (22) 村井章介『國境を超えて——東アジア海域世界の中世』一九九七、

参照。

(23) すなわち金澤文庫文書と重なる部分の前では「惟」と「悉之」の間で改行、及び後では「可不」と「方信」の間で改行。

(24) 郝經。一二三三～七五。山西・澤州の人。金朝滅亡後、苦學したが、一二五一年、皇太子時代のフビライに認められ、フビライに従って憲宗モンケの四川親征に従軍した。モンケが軍中に歿したとき、つぎの汗位を伺うアリクブカを念頭に、フビライが直ちに南宋と和平を講じて北歸したのは彼の建策と言われる。ついで和平實行のための使者として南宋に派遣されたが、十六年間抑留され、南宋滅亡の前年によく釋放された。

(25) 在有。『莊子』在有篇に「聞在有天下、不聞治天下也」(天下を在有するを聞き、天下を治むるを聞かず)とある。郭象の注には「有使自在則治、治之則亂也」(有して自在せしめば則ち治まり、これを治むれば則ち亂る)とある。その疏には「有寛也、在自在也」(有は寛なり、在は自在なり)とある。

(26) 迫後方信。後になつてはじめてその通りとわかるの意。

(27) 管見の『金澤蠹餘殘編』では「輸誠事天」、「事天者興」とするが、金澤文庫文書には「輸誠事大」、「事大者興」とありこれを據るべきである。

(28) 若侍阻大洋而不朝、存亡之機、未可知也。文意は、若しも大洋を隔てているのを恃みにして元朝に朝しないようでは、存亡の機微は知れたものではありません。

(29) 自古未有侍險而能保國家者也。文意は、昔から險固なのを恃みにして國家を保全できたようなことはありません。

(30) 『高麗史』卷一〇六、金有成傳にいう。

忠烈時、世祖復遣僉院洪君祥、招諭日本、王以有成善於辭命、陸太僕尹、爲宣諭使。時書狀闕人、皆以計避。郭麟者、清州人、……日本憾往歲之征、皆留不還、國家憐之、遙授有成職歲祿、其家至、拜僉議評理、又授麟官、且賜清之楸洞田。二人存沒、世不得聞、後日本僧鉗公來言、有成丁未七月五日病卒。

❖『金澤蠹餘殘編』に基く國書の文

皇帝福廕裏特進上柱國開府儀同三司

駙馬高麗國王王暉

謹奉書于

日本國王殿下冬寒 伏惟

尊候萬福臨位不穀篤承

皇帝聖德保守弊封小邦與

貴國隔海爲隣昔

貴國商人時或往來於金海府因以

爲好曾無嫌隙今月

貴國商船到泊耽羅洲渚耽羅人性

本頑黠追逐其船邏捉二名而送之

小邦申於

大元國而押送

皇帝詔問其由命還本國而護送故差朝

奉大夫太僕尹世子右庶尹金有成

前去致辭并送其商人惟悉之兩

國既已爲隣凡終始休戚敢不相恤

且爲

下貴國計之將有利國之一端不得不陳

未審

殿下之所捨伏增惶懼我國元自祖

先臣事

大元其來尙矣我父王再觀

天庭輒蒙

聖獎安保國家恪勤候度予爲世子時繼

❖『高麗史』に基く國書の文

皇帝福廕裏特進上柱國開府儀同三司

駙馬高麗國王王暉

謹奉書于

日本國王殿下冬寒 伏惟

尊候萬福臨位不穀篤承

皇帝聖德保守弊封小邦與

貴國隔海爲隣昔

貴國商人時或來往於金海國因以

爲好曾無嫌隙今年五月

貴國商船到泊耽羅洲渚耽羅性

本頑黠逐逐其船邏捉二名而送之

小邦申於

大元國

皇帝詔問其由命還本國而護送故差朝

奉大夫太僕尹世子右庶尹金有成

前去致辭并送其商人伏惟悉之兩

國既已爲隣凡興亡休戚敢不相恤

且爲

貴國計之將有利害兩端不得不陳

未審

殿下之所捨伏增惶懼我國元自祖

先臣事

大元其來尙矣我父王再觀

天庭輒蒙

聖獎安保國家恪謹候度予爲世子時繼

父親朝

皇帝特垂寵渥許尚

公主册爲駙馬承襲宗器因不失國

號君臣社稷禮樂文物衣冠名分一

切仍舊百姓按堵樂業安生實輸誠

事大之故也且宋朝軍民不爲不多

金湯不爲不固不知有唐虞之大統

自大而不庭故

皇帝親征天兵奄至宋之君臣倉卒失措

遣使請哀若許班師世修朝貢歲納

方物

皇帝軫慈而却兵遣翰林學士郝經

宣諭甚敦宋國執迷不悛違命不朝

帝力震怒大發王師討以失期兵威所加

如石壓卵殄滅國號九廟隳百官毀

無復君臣之禮三百年積纍之基一

旦傾覆乃命設官置省完護遺民亦

貴國之所聞我國所見古典云順天

者昌事大者興又云抗行爲過和睦

爲好可不戒哉可不儆哉今

我大元國

皇帝陛下千載應期神聖文明功德兼豐

仁慈寬厚好生惡殺德洽群生普天

之下尊不威德梯航輻湊猶恐不及

貴國念我國之存懲宋朝之亡遣一

介之使奉一尺之表朝於

大元則無損於今有益於後誠

父親朝

皇帝特垂寵渥許尚

公主册爲駙馬承襲宗器不失國

號君臣社稷禮樂文物衣冠名分一

切仍舊百姓按堵樂業安生實輸誠

事大故也且宋朝軍民不爲不多

金湯不爲不固不知有唐虞之大統

自大而不庭

皇帝親征天兵奄至宋之君臣倉卒失措

遣使請哀若許班師世修朝貢歲納

方物

皇帝軫慈而却兵遣翰林學士郝經

宣諭甚敦宋國執迷不悛違命不朝

皇帝震怒大發王師討以失期兵威所加

如石壓卵殄滅國號九廟隳百官毀

無復君臣之禮三百年積纍之基一

旦傾覆乃命設官置省完護遺民亦

貴國之所聞我國所見古典云順天

者昌逆天者亡又云抗衡爲過和睦

爲好可不戒哉可不儆哉今

我大元國

皇帝陛下千載應期神聖文明功德兼豐

仁慈寬厚好生惡殺德洽群生普天

之下莫不感德梯航輻湊猶恐不及

貴國念我國之存懲宋之亡遣一

介之使奉一尺之書朝於

大元則無損於今有益於後誠

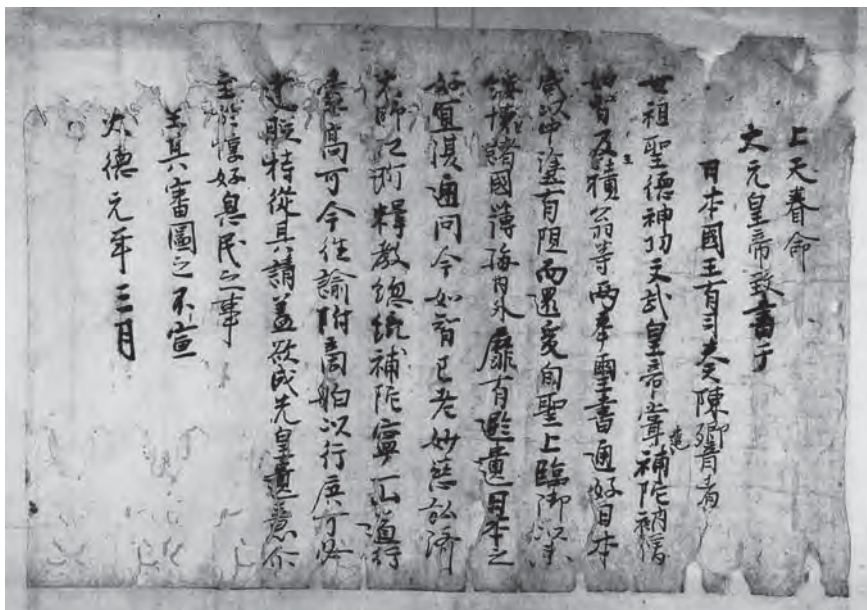
貴國社稷之福也若恃阻大洋而不
與隣國交通所未知也脫有不從之
則噬臍何及自古靡有輕隣而能保
國家者也小邦爰處舊都其勢易弱
猶且在宥一示同仁許安土著如向
所陳
貴國邇在海外但遣使入朝決無後
患幸進退詳酌頃在辛巳年因邊將
所奏發兵往征戰艦因風濤播揚聞
或失水軍卒有遺漏不還者今聞耽
羅所送商人言
貴國並皆收護處養似順好生之
聖德此一幸也
貴國宗社有靈以不穀之言爲可取
納款歸朝則必蒙
聖澤無秋毫之失有磐石之安予亦處中
保命導需
皇恩以貽百世之寧不穀之言可不方信
予之所以區々者只爲彼此無辜耳
伏惟傾炤不宣再拜
至元二十九年十月 日 狀

貴國社稷之福也若恃阻大洋而不
朝存亡之機未可知也脫有不測之
患噬臍何及自古未有恃險而能保
國家者也小邦爰處舊都其勢易弱
猶且在宥一視同仁許安土著如向
所陳
貴國邇在海外但遣使入朝決無後
患幸進退詳酌頃在辛巳年因邊將
所奏發兵往征戰艦因風濤播揚聞
或失水軍卒有遺漏不還者今聞耽
羅所送商人言
貴國並皆收護處養似順好生之
聖德此一幸也若
貴國之社稷有靈以不穀之言爲可取
納款歸朝則必蒙
聖澤無秋毫之失有磐石之安予亦處中
保命導需
皇恩以貽百歲之寧不穀之言迨後方信
予之所以區々者只爲彼此無辜耳
伏惟傾炤不宣再拜
至元二十九年十月 日 狀

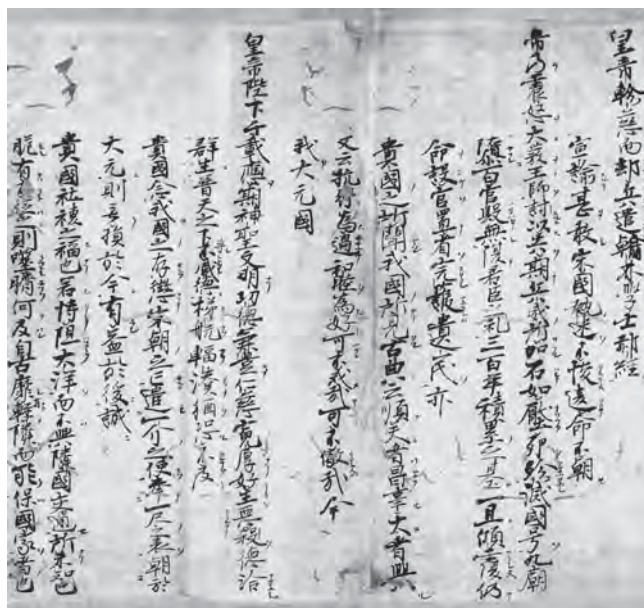
〔補記〕

脱稿後に、焼失したと思われていた『金澤蠹餘殘編』乾坤二卷が彰考館文庫に現存するとわかった。乾卷末尾に收められる「高麗寄日本書」は半葉に八行、毎行十四字（二字擡頭を加えて十六字）の様式である。一方、東京大學史料編纂所藏本は半葉に十行、毎行十八字（二字擡頭を加えて二十字）であつたから、明治十八年（一八八五）の謄寫本は様式まで正確に踏襲したものではなかつたことになる。また彰考館文庫藏本には誤寫した字につき傍らに訂正している箇所（おそらく朱筆）がある。さらに「弊邦」の傍らに小字で「大元國」とあるのも朱筆かと疑われるが判別できなかった。ほかに「大」の字の上部に朱筆であれ「一」を加えて「天」とした箇所があつたりすれば、作爲性判定の上から小さくない問題であるが、これも現状では判別不能である。

今次、彰考館文庫藏本を見ることは許可されず、筆者が見得たのはモノクロのマイクロフィルムに基く電子データである。現在の到達點としては、筆者が擡頭形式上の難點を解決したと思えたのは、高麗國圖書の原形式に近い可能性を存しながらも、作業假説としてはさしあたり明治期における様式の誤傳を克服したに止まるかもしれない。従つて眞の祖本にはなお隔たりがあるようである。



元朝寄日本書（稱名寺所藏・神奈川縣立金澤文庫保管）



高麗寄日本書（稱名寺所藏・神奈川縣立金澤文庫保管）

第二次日本遠征後の元・麗・日關係外交文書について



高麗寄日本書（『金澤蠹餘殘編』所收、彰考館文庫藏）